

今後の地方分権改革の推進に関する意見について

平成 15 年 3 月 25 日

全 国 知 事 会

はじめに

- ・ 地方分権推進委員会の最終報告(平成 13 年 6 月)に示されているように、分権型社会にふさわしい新しい地方財政秩序を再構築していくためには、自己決定・自己責任の原理を地方税財政の領域まで、押し広げて地方公共団体の財政運営の自由度を高めるとともに、地域住民から見てもその受益と負担の関係が分かりやすい税財政構造に改めることを改革の大方針とし、そのためには、国税と地方税の税源配分を改め、地方公共団体の自主財源である地方税収入を充実し、国からの財政移転への依存をできるだけ縮減していかなければならないと考えている。

我々としては、この考え方に沿って、地方分権改革を推進していただきたい。三位一体の改革については、その基本的方向に賛成するが、その検討に当たっては、国民本位、住民本位という視点が最も重要であり、国民、住民の意識に即した分権型社会の構築に資するものである必要がある。地方公共団体にとっては、自主的・自立的な財政運営が可能となるよう、国庫補助負担金、地方交付税及び税源移譲を含む税源配分について、三位一体で同時に行われるよう強く要請する。

- ・ 貴会議の昨年 10 月の意見において、事務・事業についての見直し方針と具体的措置の提言が示されていることについては、敬意を表するが、一方、国庫補助負担金の廃止・縮減に関して、地方六団体が従前から要望してきた税源移譲を含む税源配分のあり方の検討を同時に行う視点が取り入れられなかったことは誠に遺憾である。
- ・ 地方財政対策の見直しの結果、平成 15 年度において、都道府県全体で 3 兆円もの臨時財政対策債(赤字地方債)を発行することとなり、全国では 1,000 億円以上の発行が 8 都道府県にのぼり、中堅規模の本県(岡

山県)は457億円、大規模県の兵庫県は1,027億円発行することになっており、住民に地方の大幅な収支不均衡や赤字財政の姿が明らかになっている。公債費負担比率も警戒ラインや危険ラインを超えるまでに上昇している団体が多くあり、我が岡山県においても平成15年度の予算編成を終わったが、今後の財政運営を考えると暗澹たる気持を禁じ得ず、地方財政の再建は待ったなしの状況である。地方分権の一層の推進を目指す三位一体の改革の検討においては、地方公共団体にとって自立的な財政運営が可能となるよう、地方財源は税収を中心として手当され、国と地方がともに持続可能な将来の財政運営を展望できる具体的な方針の策定を目指す必要がある。

- ・ 知事会として、毎年度、国の施策並びに予算に関する提案・要望の中で、「国の法令制定時等における地方の意見の反映」について、要望しているところであるが、三位一体の改革は、地方行財政運営に与える影響の大きいものであり、今後とも改革の推進に当たっては、国は地方との協議の場を設けるなど、地方の意見を十分に反映しながら進めていくべきである。
- ・ 国と地方の事務配分、税源配分の在り方などについて、必要に応じて、地方自治法に基づく地方公共団体の全国的連合組織としての意見申出を行いたいとも考えている。

国と地方の事務配分の在り方

- ・ 国と地方の事務配分について、予算の執行額を国と地方との事務配分量に置き換えると、現在、国と地方の割合は2対3になっている。この事務配分は、多くの場合、国が基準を定め、地方が施策を実施するというシステムとなっている。
- ・ 住民サービスのあるべき姿としては、住民自治の理念、受益と負担の明確化、効果的・効率的な事務・事業の執行という観点から見て、できる限り、住民に身近な行政主体が地域の実情と特性に沿って、提供されることが望ましい。
- ・ 地方分権推進委員会においては、事務・事業の移譲方策よりも関与の縮小廃止方策に提言の主眼がおかれ、地方公共団体への事務・権限の移譲は小規模にとどまった。貴会議においては、「地方にできることは地方に委ねる」

との原則に基づき、国・地方公共団体の事務・事業の在り方の見直し、事務・事業の移譲が更に推進されるよう強力な調整をお願いしたい。

- ・ 知事会として、国が地方公共団体に影響を及ぼす法令の制定・改廃を行う場合には、地方公共団体の意見を十分聴取し、反映する仕組みを制度的に保障することを要望しているが、近時、BSEスクリーニング検査の都道府県への義務付けに見られるように、地方公共団体の意見を十分聴取することなく、財源措置も不十分なまま、新たな業務を地方公共団体に義務付ける新規立法が施行されている。また、最近においても、同様な事例として、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」、「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」、「エネルギー政策基本法」や「入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律」など地方公共団体への新たな事務の義務付けが行われている。
- ・ 事務・事業の見直しに当たっては、昨年9月に実施された意見聴取時にもお願いしたが、国から都道府県への事務・事業の移譲及び国の関与の実態を直視し、事務・事業の抜本的見直しの検討を進めていただくよう重ねて願います。

国と地方の税源配分の在り方等

1 税源配分の見直し

- ・ 税源配分のあり方としては、シャウプ勧告がいうように、「行政機関が割り当てられた事務を遂行し、かつ、一般財源によってこれを賄うこと」、「各地方税は有効な地方行政を可能ならしめるもの」であるべきであり、分権型社会における地方税源配分の在り方については、より一層地方公共団体における自主的・自立的な財政運営ができるよう、事務配分に応じた地方税財源を安定的に確保していくことが必要である。

分権型社会においては、行政サービスの享受と財源負担の在り方がより住民に身近なところで議論され、決定されることは事務・事業の効率性からみても、また、地方分権の更なる推進の観点からも望ましいことである。

- ・ そこで、国と地方との役割分担に応じた事務・事業の在り方の見直しは「補完性の原理」を参考にしながら、国は国でなければ果たしえない役割

に徹し、国の地方への関与の廃止・縮減、さらには事務・事業そのものの国から地方への移譲を行うことに伴い、国庫補助負担金を整理合理化することにより生み出される財源は、まず、国から地方への税源移譲を含む地方税財源の充実確保に充てるべきものである。

- ・ 税源配分の見直しは、国・地方を通じた行政サービスの範囲、水準の在り方の徹底的な見直しを実施し、それぞれの施策推進に必要なとなる所要の財源に見合うものとなるよう検討される必要がある。

2 税源移譲を含む地方税財源の充実確保の在り方

(1) 税源配分

- ・ 国と地方の税源配分のあり方について、地方分権推進委員会の最終報告において、歳出規模と地方税収の乖離の縮小に向けて、国から地方への税源移譲により地方税源の充実を図っていく必要があるとの方向性が示され、昨年5月には、国と地方の税源配分を1対1とする片山試案が示された。
- ・ 国と地方の税源配分の在り方は、本来、その事務配分に応じて設定されるべきものである。国と地方の事務配分がどうあるべきかを定量化することはなかなか困難であるが、現在行われている国と地方との事務・事業に係る歳出規模割合を基に、地方歳入の自主財源化を図ることも一つの方法であると考えられる。
- ・ 税源移譲を含む地方税財源の充実確保を実行に移して行く場合には、その時点の経済情勢や自治体財政の状況を踏まえる必要があるが、当面は、片山試案が示すように、国税と地方税の比率を1対1にすることを目指していくことが必要であると考える。

(2) 配分の具体的方策

- ・ 税源移譲を含む地方税財源の充実確保を行う場合、安定した地方財政運営を可能とするため、できる限り地域的偏在が少なく、景気変動の影響を受けない安定性を備え、かつ量的ボリュームを備えた税目を選定すること

が望ましい。このような前提条件を考え合わせると、所得課税としての個人住民税の充実、消費課税としての地方消費税の充実を基本とすることが望ましい。

- 個人住民税については、納税義務者の約6割が最低税率（5%）のみの適用となっているなど、基幹税としての機能を十分に果たしていない状況にある。このため、比例税率化を図るとともに、負担分任の観点から、均等割の税率の引き上げ、所得割における所得控除や課税最低限の見直しを通じて、基幹税として充実確保を図っていく必要がある。
- 法人事業税については、全法人の約7割が税負担をしておらず、いわゆる税の「空洞化」が進んでいる。このため、税負担の公平性の確保、地方分権を支える基幹税の安定化等の観点から、平成15年度税制改正において、資本金1億円超の法人を対象に外形基準の割合を4分の1として、平成16年度から外形標準課税が導入されることとなったところであるが、法人事業税については、今後とも、都道府県の基幹税の柱として一層充実を図っていく必要がある。
- 地方消費税は、平成9年度から実施されて以来、清算を行うことにより税収の偏在が少なく、安定的な基幹税目として大きな役割を果たしている。少子高齢化等の進展に伴い、今後、福祉・教育等の幅広い行政需要を賄う税として、地方消費税の充実確保を図っていく必要がある。
- 新たな法定税として、地球温暖化対策税制の導入について議論が行われているが、制度設計にあたっては、環境施策に果たす地方自治体の役割の大きさ等の観点から、地方税として構築することを視野に入れて検討がなされる必要がある。
- 道路特定財源については、道路が果たす役割、整備が遅れている地方道の現況を勘案し、その所要財源の安定的確保を図るとともに、地方道路整備費に占める道路特定財源が3割程度という現状を踏まえ、自主的な道路整備のための財源割合の拡充を図る必要がある。

3 課税自主権活用の意義

- 課税自主権を活用し、地方自ら財源確保を図ることは、行政目的と財源負担の在り方が明確となり、住民の意識を高め、自治体運営への積極的な参加の契機となり得るものであり、幅広く検討することは、地方分権の観点からは望ましいことである。その活用は、それぞれの地域性や課題に沿って手法や効果等を十分見極めながら検討されるべきであり、その場合にあっては、公平・中立等の税の原則により納税義務者や課税標準などについて十分な検討が行われる必要があると考える。
- 既に主要な税源は法定化されており、また、租税負担率の水準等への配慮等、課税自主権の活用には自ずと限界がある。税源移譲を求める前に課税自主権の活用を図るべきであるとの主張もあるが、国と地方の税源配分の見直しに見合う規模の財源を課税自主権の活用によって、生み出すことは不可能であり、地方税源の充実確保を図るためには、基本的には、国と地方の税源配分の見直しによって法定税を充実すべきと考える。
- 超過課税を実施している都道府県は、平成14年4月現在で、道府県民税法人均等割1団体（11億円）、法人税割46団体（1団体当たり平均20億円、法人事業税7団体（1団体当たり平均135億円）となっており、収入額は、1,881億円となっている。
法定外税を課税している都道府県は、平成15年3月現在で、15道県で、そのうち13道県までが核燃料関係税への課税であり、収入額は224億円（1団体当たり17億円）である（資料1-3）。

財源保障機能と財源調整機能の必要性

1 財源保障の必要性

- 昨年9月のヒアリングでも指摘しているように、ナショナルミニマムを論じる場合に、何を優先するか、どの程度の水準とするかという点と、これに対する財源保障はどこが行うかが最も問題となる。
- 現在我が国においては、国が個々の地方公共団体の財政力の格差に拘わらず、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスの水準の確保を求める仕組みが取られており、地方行政に対する財源保障はこの仕組みから必然的に発生するものである。したがって、国が地方に対して法令基準等に基

づいて義務付けている事務・事業に必要な財源については、国が確実に保障すべきである。また、地方の単独事業をはじめ自治事務であってもその多くは、ナショナルミニマムと密接に関連するものであり、その達成・維持についても、地方財政計画の策定等を通じ、所要の税財源を保障する必要がある。

- ・ 地方交付税の財源保障機能が「地方の財政運営にモラルハザードをもたらしている」とする主張があるが、交付税の財源保障機能は、単に地方公共団体の財源の不均衡を調整するためだけにあるのではなく、地方公共団体が法令で義務付けられた事務・事業等を遂行するのに必要な財源（地方税及び地方交付税）を地方財政計画の策定を通じて保障する役割を有していることを忘れてはならない。また、地方が「国に財政的に依存している」という主張は、あたかも地方が国に一方的に依存しているかのような誤解を一般に与えるが、国は、自らの責任と負担で行うべき政策の多くを地方を通じて実施してきたこと、また、これからもそうせざるを得ないこと、言い換えれば、「国は地方に政策遂行を依存している」ことを認識すべきである。
- ・ また、地方財政がここまで悪化した原因は、もとより地方として襟を正すべき部分もあると考えるが、バブル経済崩壊後の景気後退期に、景気の低迷による自然減収に加え、景気回復のための経済対策として、国税・地方税併せた政策減税の実施、毎年度多額の公共投資や地方単独事業を追加実施するなど国・地方を通じた経済財政運営上の結果であり、これをもって財源保障機能が地方財政にモラルハザードをもたらしているとの批判は当たらないと考える。
- ・ 今後の財源保障機能の在り方としては、地方行政は国の定める基準と関与に基づき執行することが多いことから、国の地方への関与を廃止・縮減することにより、地方が主体的に実施する方向へ転換することによって、国庫補助負担金等の依存財源から地方税等の自主財源を中心としたものへと、保障する財源の在り方についても転換が図られるべきである。
- ・ 平成13年度の地方財政対策の見直しの結果、通常収支不足に係る財源補填対策として、地方債（臨時財政対策債）により補填措置を講ずることとされ、今後、これに係る償還により、公債費負担比率が急激に上昇する

とともに、地方財政を大きく圧迫していくことが予想されるが、この多額の償還財源は、地方税、地方交付税等によって確保していかなければならない。このようなときに、地方交付税の財源保障機能の廃止・縮減を議論されることには大変強い危機感を抱いている。

- ・ 税源移譲を含む地方税財源の充実確保を先送りにし、国の関与する仕組みを廃止・縮減しないまま、地方交付税の財源保障機能の廃止・縮減が先行的に議論されることは、地方分権に名を借りた単なる地方への負担転嫁と受け取られかねず、地方分権の更なる進展のためには、税源移譲を含む税源配分の見直しを基本とした適切な地方財源の保障制度が堅持されることが必要である。

2 財源調整の必要性

- ・ 国庫補助負担金の廃止・縮減が行われ、税源移譲等による地方税財源の充実確保が行われても、個々の地方公共団体間に財政力格差があることから、個々の地方公共団体の実施する事務・事業に見合う所要財源として確保されるとは限らず、財政力の格差の拡大が避けられない。個々の地方公共団体の歳入の動向や税源偏在の状況を勘案して、地方交付税の総額を確保する仕組みが重要であり、地方税と地方交付税を併せた財源確保が図られ、その上で調整機能が発揮される必要がある。

- ・ 一たび地方税として徴収されたものを地方公共団体間で調整する制度（狭義の水平的調整）については、他地域の行政サービスのために住民に負担を課すことから住民の理解が得られないこと、地域間の財政調整は国の責任で行うべきであり、水平的調整だけでは行政水準維持に必要な財源が確保される保障がないという問題があることから、適当ではない。

なお、現在の各地域間の財政力を考えると、税源移譲によりその格差は拡大することから、現行地方税制の分割基準など都道府県間調整の在り方についても検討が必要であるとする意見もある。

- ・ 地域の実情に即した自主的・自立的な財政運営を行いつつ、各地方公共団体において一定の行政水準の維持・確保を図っていくためには、国の関与の下に地方共有の固有財源を地方公共団体に配分する点で、実質的に水平的調整と言える地方交付税制度の財政調整機能を今後とも堅持すると

もに、その性格を一層明確にしていく必要がある。

3 地方交付税の必要性と見直しの在り方

・ 地方交付税制度は、地方財政計画の策定を通じて、財源保障と財源調整の二つの機能を一体として果たす仕組みとなっている。国が地方公共団体に対して求める一定の行政水準や事業の量を地方財政計画における歳出に組み込むことで、地方に対するマクロとしての財源保障を行う一方で、各団体ごとに標準的な行政需要としての基準財政需要額を算定して、地方税収等で賄えない財源不足額を配分することで、ミクロとしての財源保障と財源調整を合わせた財政調整制度として、創設以来有効に機能して今日に至っている。

・ 地方交付税は、本来的に地方に権利のある財源であって、「国が地方に代わって徴収する地方税」すなわち「地方共有の固有財源」であるという性格を有している。この視点から地方交付税の性格をより明確にするために、現行の国税収納金整理資金から、一般会計を經由して地方交付税特別会計に支出されている手続きを合理化し、国税収納金整理資金から特別会計に直接収入することが是非とも必要であると考える。

・ 地方交付税批判の一因を招いた事業費補正や地域総合整備事業債を中心とした、投資的経費に係る地方財政措置は、景気対策としての公共事業及び地方単独事業の円滑な実施や地域の施設整備の促進に貢献したが、今後は、財政対策に係るものを除き、縮小する方向で見直しが行われることはやむを得ないものと考えている。

今後、基準財政需要額における投資的経費の算定については、事業効果が当該団体外に及ぶ事業など一定のものを除き、測定単位と単位費用を中心とした標準事業費方式にシフトするとともに、標準事業費に含まれないものについては、税源配分と留保財源率を見直すことにより、住民が受益と負担を勘案しつつ選択する方向へ転換が図られるべきと考える。また、経常的経費においては、高齢化の圧迫要因が強いことから、少子高齢化の要因を加味した単位費用、補正の見直しも必要と考える。

現在の交付税算定方法は精緻すぎる面もあり、簡素化すべきとの意見があるが、法令等による行政水準の義務付けを見直すことなく、人口と面積だけで配分するといったような極端な簡素化は、適切な財源保障が確保で

きるものとは言い難く、すべきではない。

- このように、地方交付税については、交付税本来の財源保障機能に沿った形への一定の見直しは、必要であるが、その見直しは地方交付税自体の存在意義と有効性をいささかも損なうものであってはならない。今後とも地方分権の時代に即応した見直しを行いつつ、制度の存立と維持が図られる必要がある。
- 地方公共団体に地方交付税の算定方法について意見の申し出は制度化されているが、地方交付税は、地方共有の固有財源であり、その算定過程において地方公共団体の意見が的確に反映されるよう、より地方が算定手続きに参画できる方向で検討されるべきである。

国庫補助負担金の廃止・縮減

1 廃止・縮減すべき国庫補助負担金

- 昨年9月のヒアリング時にも基本的考え方として述べたように、国庫補助負担金は、国と地方公共団体が協力して事務・事業を実施するに際し、一定の行政水準の維持や特定の施策の奨励のための政策手段であるが、国庫補助負担金が地方財政の大きな部分を占め、国が地方公共団体の施策展開に広範に影響を与えている現状は、地方分権推進の大きな妨げとなっていることから、国と地方の役割分担に応じた合理的で必要最小限の範囲に留めるべきである。

国庫補助負担金の廃止・縮減に当たっては、国の財政再建のみを念頭においた議論ではなく、国庫補助金と国庫負担金の区分に応じ国庫補助負担金の対象となっている事務・事業及びその制度の在り方を同時に見直すべきであり、今後も一層推進すべきである。

- 義務教育費国庫負担制度の見直しの検討に当たっては、義務教育制度の在り方、国と地方の役割分担、十分かつ安定した財源の確保など、幅広い視点からの検討とともに、自主的で特色のある教育のための創意工夫が可能となるような仕組みを構築し、支援していくことが求められており、中長期的観点に立って行うべきである。

- 公共事業関係国庫補助負担制度については、国の過度の関与が地方の自主的な財政運営を困難なものとしており、責任の所在や受益と負担の関係を明確にするため、先の貴会議の意見でも、公共事業の将来的な姿として、現行の国直轄事業、補助事業、地方単独事業という公共事業の体系を国直轄事業と地方単独事業に二元化する方向での検討が提案されたが、我々としてもこれを支持するものであり、国と地方の役割分担の在り方を見直し、国の関与は限定し、地方が自己の権限と財源に基づく主体性を活かした社会資本整備に転換できるよう、貴会議の積極的な取組みをお願いしたい。また、その見直しに当たっては、社会資本等の整備が相対的に遅れている地方公共団体において、その整備が引き続き行われるよう、地方財政計画の策定等を通じ、所要の税財源を確保する必要がある。
- 国庫補助負担金の廃止・縮減は国からの移転財源への地方の依存を縮小するとともに、国庫補助負担金を通ずる国の関与の縮減を図ることを目指すものであり、この改革が意義あるものとなるためには、国庫補助負担金の廃止・縮減に見合う税源移譲等の財源確保措置を適切に講ずることが当然の前提となる。昨年10月の貴会議の意見提出時の地方六団体会長談話にもあるように、国の歳出削減のみを目的とした国庫補助負担金の廃止・縮減を先行して実施し、単なる地方への負担転嫁となることのないようにすべきである。
- 国庫補助負担金の廃止・縮減について、現在の国民負担率の水準から考えて当該事務・事業そのものの必要性を議論すべきことは認めるが、その点について国が独断するのではなく、地方の意見を反映させるべきである。また、国がスリム化の取扱とした事業であっても、地方では継続実施の必要性のあるものや直ちには事業を廃止できないものについては、地方財政計画の策定等を通じ、所要の税財源を確保する必要がある。

2 国直轄事業負担金

- 過去に実施されたヒアリングで繰り返し、意見を述べたが、国庫補助負担金とは逆に、地方から国に支出する国直轄事業負担金については、事業が国家的政策として行われ、事業効果は一地方公共団体の区域を超えた広範囲に及ぶものであり、事業が行われる特定の団体に課すことは不合理であり、廃止すべきである。特に、維持管理費に係る直轄事業負担金は、管

理主体が当然負担すべきものであり、直ちに廃止すべきである。

地方行財政改革

- ・ 行財政改革には各都道府県において、極めて厳しい財政状況の下で住民の負託に応えるため、積極的に取り組んでいるところである（資料 1 - 4 参照）。
- ・ 行政評価について、都道府県では 1 団体を除きほとんどの団体で取り組んでいるところである。その具体的内容は、評価対象について、個々の事務・事業に留まらず、事務・事業を総括する「施策」や「政策」という大括りのものまで対象としている団体もある。その結果、ある団体では、一般行政評価により 1 6 6 事業を廃止又は休止し、2 9 億円の節約を実現している。大部分の都道府県では評価結果を公表している。
- ・ 都道府県の職員の削減については、教育、警察部門など国の基準により定数が定められて、都道府県独自では定数を決められない職員数の割合が約 4 分の 3 を占める中で、職員総数では、1 1 年連続して減少しており、一般行政部門においても 9 年連続して減少している。
- ・ 地方公務員の給与についても、厳しい財政状況を踏まえ、各地方公共団体においては、近時、財政の健全化等に向けて、昇給の延伸や本俸、手当等のカットを実施している団体も多くなっている。
- ・ 次に、行政改革の取組状況を見ると、定員管理の数値目標の設定・公表は、全都道府県で実施済みであり、パブリックコメント手続きについては、2 4 団体で制定済みである。電子自治体化については、ほとんどの団体でホームページ上で住民との意見交換を行い、地方税関係様式について、ダウンロードサービスを実施している。電子入札システムについては、導入済みが 2 団体に留まっているが、入札契約事務の適正化に向けて取組を強めていく必要がある。
- ・ また、地方における分権の推進を図る観点から、地方分権一括法により認められた、特例条例による事務処理権限の移譲についても、各都道府県で積極的に取り組まれている（資料 1 - 5 参照）。

毎年、都道府県から市町村への事務移譲対象が増えており、都市計画法では46団体、鳥獣保護法でも44団体が何らかの事務を市町村に移譲している。

- ・ このように、各都道府県において、これまでの地方分権の諸制度改革の成果を十分活かすとともに、住民の負託に応えられるよう行財政改革の取組を強めている。
- ・ 広域的自治体としての都道府県の今後の在り方を考える場合、環境対策、危機管理など一つの都市では解決できない課題に対する新たな広域機能、連絡調整機能、補完機能を求められるなど、都道府県の役割は依然として重要であると考える。
市町村合併の進展とともに、都道府県の合併や道州制等都道府県の在り方について、積極的に議論していく考えである。

おわりに

- ・ 地方分権推進計画では、各省庁は国庫補助負担金の運用・関与の在り方等について、総点検や目的の達成状況、効果等の実態調査を適時に行い、これに基づき、具体的な改革措置を講ずる仕組みとするとされているが、それにも拘わらず、補助金等を通じた国の過度の関与の支障例が依然としてみられるところであり、今後監視活動を継続し、見直しに向けた取組を進めていただきたい。
- ・ 昨年10月に貴会議が、「事務・事業の在り方に関する意見」において示された、公共事業関係をはじめ内政の主要5分野についての見直し方針と具体的措置に関する提言について、地方公共団体の意見を踏まえて実施されるよう、的確なフォローアップをお願いしたい。
- ・ 国庫補助負担金の廃止・縮減に当たっては、国の財政再建のみを念頭に
おいた議論ではなく、国庫補助金と国庫負担金の区分に応じ国庫補助負担金の対象となっている事務・事業及びその制度の在り方を同時に見直すべきであり、国と地方の税財源配分の在り方について、文字どおり三位一体で検討し、地方分権の確立による自主・自立の地域社会が実現するよう、尽力願いたい。

- ・ われわれとしても、現状に安住することなく、更なる行政体制の整備・確立を図り、個性豊かで活力に満ちた自主・自立の分権型社会の実現に向けて、最大限の努力を傾注していく。